

政策評価実施要領

1 趣旨

この要領は、くまもとの夢４カ年戦略推進システムに関する要綱第５条に定める政策評価の実施に関し必要な事項を定める。

2 評価基準日

政策評価の基準日は、毎年度６月１日とする。

3 政策評価の実施内容

政策評価は、前年度の取組の成果や実績及び当該年度の取組方針や取組状況について評価を行い、次年度に向けた方向性等を明らかにするものとし、次のとおり実施する。

- (１) 事業評価は、関連する重点施策の目標の達成に対する貢献度を基本に、必要性、優先性、有効性等の観点から「事業評価表」(別記様式１)により事業の成果や実績の評価、課題の抽出等を行う。
- (２) 施策評価は、事業評価の結果を踏まえ、施策が解決すべき課題に対する有効性の観点から「施策評価表」(別記様式２)により施策毎に設定した指標の目標達成状況の分析、施策の成果や実績の評価、課題の抽出等を行う。
- (３) 総括評価は、施策評価を踏まえ、「総括評価表」(別記様式３)により４カ年戦略に掲げた各戦略の指標の目標達成状況を分析するほか、県民アンケート結果その他の情報を活用し、多面的な視点から各分野の総括的な評価を行う。

4 その他

この要領に定めるもののほか、政策評価の実施に関し必要な事項は、企画課長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成２２年４月２３日から施行する。
- 2 政策評価システムの運用に関する要領は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成２３年４月２０日から施行する。